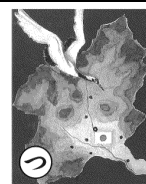




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年11月18日(火) 第10349号

目次

ページ

公 告

- 労働者委員の候補者の推薦（労働政策課）
- 都市計画下水道の変更に係る縦覧（下水環境課）

2
4

■ 公 告

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員について、補欠の委員1名を任命するので、推薦資格を有する労働組合は、次により労働者委員の候補者を推薦してください。

令和7年11月18日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 推薦資格 労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する労働組合であり、かつ、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続 推薦資格を有する労働組合は、推薦書（別記様式）に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 令和7年11月18日から令和8年1月23日まで

別記様式

推薦書

年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

所在地

名称

代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略歴	労働組合法第19条の4該当の有無

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画下水道（明和公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条の2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年11月18日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画下水道（明和公共下水道）
- 2 都市計画の変更年月日 令和7年10月20日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び明和町都市建設課